

国立大学法人鳴門教育大学と独立行政法人教職員支援機構の連携に基づき設置する
独立行政法人教職員支援機構地域センターに関する規則

平成31年2月21日

規則第2号

改正 令和2年3月19日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学と独立行政法人教職員支援機構（以下「支援機構」という。）との連携協力に関する協定書に基づき、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第19条の2及び第20条の規定に基づき鳴門教育大学と支援機構が連携し設置する、独立行政法人教職員支援機構地域センター（以下「地域センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域センターは、両機関が相互に連携・協力の上、各種教育関係機関、地域社会との密接な関係を築き、教員の研修に関する諸課題に的確に対応する地域拠点となることを目的とする。

(設置)

第3条 地域センターは、鳴門教育大学に設置する。

2 鳴門教育大学に設置された地域センターは、同趣旨の元で設置された四国地域の他の地域センターの取りまとめ機関としての責務を担うものとする。

(名称)

第4条 地域センターの名称は、「独立行政法人教職員支援機構・四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センター(以下「センター」という。）」とする。

(業務)

第5条 センターにおいては、第2条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域のニーズに対応して、学校教育の活性化と教員の資質能力の向上及び学び続ける教員に寄与するための研修を企画・実施すること。
- (2) 支援機構と連携した教員の資質能力の向上に関する調査・分析・研究に関すること。
- (3) 支援機構と四国地域の大学、教育委員会をつなぐネットワークの拠点に関すること。
- (4) 四国地域の他の地域センターの取りまとめに関すること。
- (5) その他センター所長が必要と認めること。

(会議)

第6条 センターに、事業の計画と実施に関して必要な事項を審議するため、鳴門教育大学教職アライアンスセンター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集する。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関する事。
- (2) センターの年度業務実施計画に関する事。
- (3) センターの予算に関する事。
- (4) センターの業務の実施に関する事。
- (5) その他センターの運営に必要な事項
(職員)

第7条 センターに、センター所長、兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、センターに顧問を置くことができる。

(センター所長)

第8条 センター所長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(顧問)

第9条 顧問は、学外の有識者から学長が指名する。

2 顧問は、センターの運営に関し、指導及び助言を行う。

3 顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第10条 センター所長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第11条 センターの事務は、学術情報推進課において処理する。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行日において任命されたセンター所長の任期は、第10条の規定に関わらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。